

(写)

10年保存

機密性1

令和6年4月1日から  
令和16年3月31日まで

基賃発 0205 第1号  
令和6年2月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局  
賃金課長

### 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

特定最低賃金の適用対象業種の範囲については、平成25年10月改定の日本標準産業分類（以下「旧産業分類」という。）に基づいて定めているところであるが、今般、総務省において、令和5年6月16日の統計委員会答申を踏まえ、日本標準産業分類の改定に係る告示（同年7月27日総務省告示第256号。別添1参照。以下「新産業分類」という。）がなされ、令和6年4月1日から施行されることとされている。

については、今般の改正に伴う今後の特定最低賃金の取扱いについて、下記のとおりとするので、遺漏なきを期したい。

#### 記

##### 1 日本標準産業分類の改定の概要等

###### (1) 日本標準産業分類の改定の概要

新産業分類の概要は、別添2のとおり「百貨店」、「総合スーパー・マーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」等の設定、「、」（カンマ）の「、」（読点）への修正等であること。

###### (2) 新産業分類の特定最低賃金に対する影響

このうち、現在設定されている特定最低賃金において、新産業分類における分類項目の新設、再編及び名称の変更が行われる主な産業は次のとおりであること。

① 糖類製造業

② 各種商品小売業

③ 百貨店、総合スーパー

また、これらの産業について、新産業分類における変更内容は次の表のとおりであること。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	561	5611	百貨店、総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぶん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパー・マーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

このほか、「,」(カンマ)が「、」(読点)に修正されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用対象業種の範囲の表示について改正が必要であること（例えば、旧産業分類における「管理、補助的経済活動を行う事業所」、E313「船舶製造・修理業、舶用機関製造業」等）。

2 令和6年度以降の特定最低賃金の改正、新設、廃止の申出及び決定における取扱い

(1) 特定最低賃金の改正の申出及び決定

ア 改正の申出

特定最低賃金の改正の申出における件名及び適用対象業種の範囲については、当該申出に係る既設の特定最低賃金において定めている旧産業分類に基づくものとすること。

この場合の申出の受け付けに際しては、当該申出に係る既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更しようとするものではないことを確認すること。

## イ 改正の決定

改正の決定における件名及び適用対象業種の範囲については、新産業分類に基づくものとし、新産業分類に基づき既設の特定最低賃金の件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を改める必要があるものについては、最低賃金審議会における審議を経て、当該新産業分類に基づく件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を決定すること。

### (2) 特定最低賃金の新設の申出及び決定

特定最低賃金の新設の申出及び決定は、新産業分類に基づくものとすること。

なお、既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲の変更を伴う申出である場合には、その変更が適用対象業種の範囲の拡大又は縮小のいずれであっても新設の申出となり、新設の要件を満たすことが必要であることに留意すること。

### (3) 特定最低賃金の廃止の申出及び決定

特定最低賃金の廃止の申出及び決定における件名及び適用対象業種の範囲については、旧産業分類に基づくものとすること。

## 3 地方最低賃金審議会委員及び関係労使への説明

新産業分類に基づく特定最低賃金の改正等が円滑に行われるよう、地方最低賃金審議会各委員及び関係労使に対して、機会をとらえて上記1及び2について説明すること。

また、新産業分類により行われた分類項目の新設等に係る産業の関係労使から特定最低賃金の新設に関する相談等があった場合にも同様に説明すること。

※ 別添1-1抜粋添付

※ 別添1-2及び別添2は添付省略

統計基準の名称 日本標準産業分類  
日本標準産業分類を設定する目的  
公的統計を産業別に表示する場合において、  
当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用  
の向上を図ることを目的とする。  
日本標準産業分類の内容

### 第1章 一般原則

#### 第1項 産業の定義

日本標準産業分類（以下「本分類」という。）における産業とは、財又はサービスの生産と供給において、実質的に、同種の経済活動を統合した主体のことであり、実際には、同種の経済活動を営む事業所の集合体と定義される。これには、産業と事業がともに含まれるが、事業と非営利事業がともに含まれるが、事業における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

#### 第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に第一次の二つの要件が備わっているものをいう。

（1） 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。  
（2） その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娛樂場、学校、病院、役所、駅、銀行所、警察署等と呼ばれるものである。

第1項 産業の分類  
日本標準産業分類表の定義  
における産業とは、  
供給において類似し、  
のであり、実際上は、  
事業所の総合体と定め  
利事業と非営利事業  
における主に自家  
ビスの生産と供給は、  
第2項 事業所の定

(以下「本分類」とい  
う)財又はサービスの生  
じた經濟活動を総合し  
、同種の經濟活動を  
義される。これには  
がともに含まれるが  
消費のための財又は  
含まれない。

う。 産と  
たも  
營む  
者、 家  
一

- に特定の事業所を持たない移動販賣や、個人タクシー等の場合は、事業主の住居を事業所とする。

事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。

(1)日々従業者が異なり、資金会員も備えられていないような話で、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に合めて「事業所」とする。

農地、山林、海等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。

なほ、農・林・漁業の場合、一概内(屋内)に店舗工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。

(9) 統計調査の目的によつては、役員等は、存在するが、設備を専有していない法人等の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす。

以上のほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。例えば、住居で業務を行っている場合には、次のように取り扱うことがある。

ア 住居に事業所があるものとする。

イ 事業からの収入が収入の主なる部分を占めている場合に限り、住居に事業所があるものとする。

ウ 雇用者のいる場合に限り、住居に事業所があるものとする。

エ 看板類似の社会的標識のある場所に限り、住居に事業所があるものとする。

また、特定の元請業者下で多くの下請講談がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に括する場合がある。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や資金台帳等の経済活動に関する帳簿(以下「経営諸帳簿」という)により区別される。たゞ、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において同一の経営者主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別個の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して報酬が支拂う場合に、経営諸帳簿によって区別ができる範囲を一区画とみなすことがある。

他方、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

(8) 国、地方公共団体については、法令に基づいて設置される独立した一つの機関を事業所として扱う。

また、国、地方公共団体が行う公営企

- (5) 建設工事の行われている現場は事業者とせず、その現場を管理する事務所(工事監督等)で事務所を持たない場合は、事業主の住居に含めて一事業所と看做する。

(6) 鉄道業において、一構内に幾つかの沿線上の機関(保線区、機関区等)がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。

第3項 分類の基準  
本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 既又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表及び細分類から成る4段階の階層とする。

第4項 分類の構成

本分類は、大分類、中分類、小分類及び細分類による本分類の各階層等に用いられるものである。

第5項 分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4桁の分類番号によりそれぞれ表記する。

第5項 分類の適用単位

本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所である。

他方、経済センサス等において、企業等（主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主）を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を準用することができる。なお、国勢調査等において、個人を単位として本分類を適用しようとする場合には、その個人の属する事業所に本分類を適用することにより、それを行うことができる。

第6項 事業所の分類に際しての産業の決定

方法

本事業所により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。

本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本來の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。

産業の決定においては、一事業所内で單一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最もである。ただし、個々の付加価値の情報を入手することは実際上困難な場合もあり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取扱いの扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はそれらの活動に要した従業者数等を用いて割合を占める、産業によって決定する。即ち事業所の産業をこの産業分類に適用（格付）する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合には、まず、それらの経済活動を大きいものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。

なお、農・林・漁業に対する販売又は賃用工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に扱うものとする。

また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように取り扱う。

(1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動として扱う。

(2) 1年以内に事業の転換が行われた事業所に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「I—学術研究、専門・技術サービス業」(7282)に分類する。

(4) 上述の場合以外は、原則としてそこににおいて行われている主要な経済活動によつて決定する。

以上が事業所の産業を決定する場合の原則的方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社等の事業所は、同一経営主体の事業所及び本社として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所は、次のように取り扱う。

(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の事業は、原則として、管理事務の分類には、国又は地方公共団体の機関のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。

(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理、整備、保安等の支援業務を行う事業所について

は、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に該けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、

主たる経済活動と同一の分類項目に分類する。

第2章 分類項目表

大分類項目表

大分類 A 農業、林業  
大分類 B 渔業  
大分類 C 鉱業、採石業、砂利採取業  
大分類 D 建設業  
大分類 E 製造業  
大分類 F 電気・ガス・熱供給・水道業  
大分類 G 情報通信業  
大分類 H 運輸業、郵便業  
大分類 I 飲食業、小売業  
大分類 J 金融業、保険業  
大分類 K 不動産業、物品販賣業  
大分類 L 学術研究、専門・技術サービ

ス業  
M 宿泊業、飲食サービス業、娯楽業  
大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業  
大分類 O 教育、学習支援業  
大分類 P 医療、福祉  
大分類 Q 総合サービス事業  
大分類 R サービス業（他に分類されないもの）  
大分類 S 公務（他に分類されるものを除く）  
大分類 T 分類不能の産業

大・中・小・細分類項目表	021	育林業	041	海面養殖業	055	農業原料用動物飼養(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)
大分類 A 農業、林業	0211	育林業	0411	魚類養殖業	0551	耐火粘土鉱業
中分類 01 農業	022	素材生産業	0412	貝類養殖業	0552	ろう石鉱業
小分類 細分類番号	0221	特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)	0413	藻類養殖業	0553	ドロマイド鉱業
010 管理、補助的経済活動を行なう事業所(01 農業)	023	特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)	0414	真珠養殖業	0554	長石鉱業
0100 本社等の管理事務を行う	0231	製糖業	0415	種苗繁殖業	0555	けい石鉱業
0109 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所	0239	その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)	0419	その他の海面養殖業	0556	天然けい砂鉱業
011 農種農業	024	林業サービス業	0421	内水面養殖業	0557	石灰石鉱業
0111 米作以外の穀作農業	0241	育林サービス業	0422	木材生産サービス業	0559	その他の農業原料用動物飼養
0112 未作農業	0242	山林種苗生産サービス業	0243	その他の林業サービス業	0591	酸性白土鉱業
0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)	0249	その他の林業	0500	本社等の管理事務を行う	0592	ペントナイト鉱業
0114 果樹作農業	0259	その他の林業	0509	その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所	0593	けいそう土鉱業
0115 花き作農業	0299	その他の林業	051	金属鉱業	0594	滑石鉱業
0116 工芸作物農業	0300	大分類 B 渔業(水産養殖業を除く)	0511	金・銀鉱業	0599	他に分類されない鉱業
0117 はれいしょ・かんしょ作農業	030	小分類 細分類番号	0512	銅・亜鉛鉱業		
0119 その他の耕種農業	030	管理、補助的経済活動を行なう事業所(03 渔業)	0513	鉄鉱業		
012 農産農業	030	本社等の管理事務を行う	0519	その他の金属鉱業		
0121 酪農業	030	その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(03 渔業)	0521	石炭鉱業(石炭選別業を含む)		
0122 肉用牛生産業	030	本社等の管理事務を行う	0522	亜炭鉱業		
0123 畜豚業	030	その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(03 渔業)	0523	原油・天然ガス鉱業		
0124 畜鶏業	031	海面漁業	0531	原油鉱業		
0125 畜産類似業	031	底びき網漁業	0532	天然ガス鉱業		
0126 养蚕農業	031	まき網漁業	0532	採石業(砂利採石業)		
0129 その他の畜産農業	0313	刺網漁業	0533	土木工事業(舗装工事業)		
013 農業サービス業(園芸)	0313	刺網漁業	0534	土木工事業(土木工事業)		
0131 農業サービス業(園芸)	0314	刺・え網漁業	0535	土木工事業(土木工事業)		
0132 野菜作・果樹作サービス業	0315	定置網漁業	0536	土木工事業(土木工事業)		
0133 稲作・野菜作・果樹作以	0316	地びき網・船びき網漁業	054	採石業(砂・砂利・玉石採取業)		
0134 外の耕種守サービス業(飼医業を除く)	0317	採目・採養業	0541	花こう岩・同類似岩石採石業		
0135 園芸サービス業	0318	捕撃業	0542	花こう岩・同類似岩石採石業		
014 園芸サービス業	0319	その他の海面漁業	0543	安山岩・同類似岩石採石業		
0141 園芸サービス業	032	内水面漁業	0544	大理石採石業		
中分類 02 林業	0321	内水面漁業	0545	ぎょう灰岩採石業		
小分類 細分類番号	040	中分類 04 水産養殖業	0546	砂岩採石業		
020 行う事業所(02 林業)	040	小分類 細分類番号	0547	粘板岩採石業		
0200 本社等の管理事務を行う	0400	主として管理事務を行う	0548	砂・砂利・玉石採取業		
0209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0549	その他の採石業		

2192 石こう(骨) 製品製造業	2292 鉄スクラップ加工処理業	2353 アリミニウム・同合金ダイカスト製造業	244 建設用・建築用金属製品製造業(鋼板金業を含む)
2193 石灰製造業	2293 鋼鉄管製造業	2354 非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)	2441 鉄骨製造業
2194 鋼型製造業(中子を含む)	2294 他に分類されない鉄鋼業	2355 非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)	2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)
2199 他に分類されない黒業・土石製品製造業	23 非鉄金属製造業	2391 核燃料製造業	2443 金属製サッシ・ドア製造業
中分類番号	小分類番号	中分類番号	中分類番号
220 中分類番号	220 小分類番号	230 中分類番号	239 中分類番号
2200 管理、補助的経済活動を行なう事業所(22、鉄鋼業)	230 管理、補助的経済活動を行なう事業所(23、非鉄金属製造業)	2399 他に分類されない非鉄金属製造業	2444 鉄骨系フレハブ住宅製造業
主として管理事務を行う本社等の他の管理、補助的経済活動を行う事業所	主として管理事務を行う本社等の他の管理、補助的経済活動を行う事業所	2400 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2445 建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)
221 製鉄業	231 製鉄業	2401 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2446 製缶金業
2211 高炉による製鉄業	2311 鉄第1次製鉄・精製業	2402 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	245 金属素形材製品製造業
2212 高炉による製鉄業	2312 鉄鉱第1次製鉄・精製業	2403 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2451 アリミニウム・同合金フレーム製造業
2213 フェロアロイ製造業	2319 その他、非鉄金属第1次製鉄・精製業	2404 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2452 金属フレーム・製品・同合金(アリミニウム・同合金を除く)
222 製鋼・製鋼圧延業	232 製鋼・製鋼圧延業	2405 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2453 粉末や金剛製造業
2221 製鋼・製鋼圧延業	2321 製鋼第2次製鉄・精製業	2406 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2454 金屬被覆・彫刻業(熱凍理業(ほうとうりゆ業)を除く)
2223 治間口一ル成型鋼製造業	2322 製鋼第2次製鉄・精製業	2407 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2455 金屬製品塗装業
2231 熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)	2323 製鋼・精製業(合金鋼製造業を含む)	2408 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2456 金屬めつき業(表面処理業)
2232 治間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)	2324 製鋼・精製業(アルミニウム・同合金を除く)	2409 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2457 金屬彫刻業
2233 熱間圧延業	2325 製鋼・精製業(合金鋼製造業を含む)	2410 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2458 電気めつき業(表面処理業)
2234 熱間圧延業	2326 製鋼・精製業(合金鋼製造業を含む)	2411 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2459 金屬熱処理業
2235 伸鉄業	2327 伸鉄業	2412 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2460 その他の金属表面処理業
2236 伸鉄・熱間圧延業	2328 伸鉄業	2413 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2461 金屬表面処理業(熱凍理業(ほうとうりゆ業)を除く)
2237 引抜鋼製造業	2329 伸鉄業(合金鋼製造業を含む)	2414 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2462 金屬めつき業(表面処理業)
2238 伸鉄業	2330 伸鉄業(合金鋼製造業を含む)	2415 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2463 金屬彫刻業
2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	2331 伸鉄品製造業	2416 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2464 電気めつき業(表面処理業)
2240 その他の表面処理鋼材	2332 伸鉄品(合金鋼製造業を含む)	2417 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2465 金屬熱処理業
2241 表面処理鋼材製造業	2333 伸鉄品(合金鋼製造業を含む)	2418 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2466 その他の金属表面処理業
2242 伸鉄・熱間圧延業	2334 伸鉄品(合金鋼製造業を含む)	2419 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2467 金屬表面処理業(ねじ類を除く)
2243 その他の表面処理鋼材	2335 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2420 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2468 金屬表面処理業(ねじ類を除く)
2244 伸鉄・熱間圧延業	2336 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2421 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2469 その他の金属表面処理業
2245 その他の表面処理鋼材	2337 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2422 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所(24、金属製品製造業)	2470 金屬表面処理業(ねじ類を除く)
2246 表面処理鋼材製造業	2338 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2423 利器工具・手道具製造業(洋食器・刃物・手道具)	2471 くぎ製造業
2247 伸鉄業	2339 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2424 作業工具製造業	2472 その他の金属製品製造業
2248 その他の表面処理鋼材	2340 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2425 手引のこぎり・のこ刃製造業	2473 その他の金属製品製造業
2249 その他の表面処理鋼材	2341 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2426 造業用器具製造業(農業用機械を除く)	2474 その他の金属製品製造業
2250 その他の表面処理鋼材	2342 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2427 その他の金属製品製造業	2475 その他の金属製品製造業
2251 新鉄・鉄物製造業(鉄鉄管、可燃鉄鉄を除く)	2343 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2428 暖房・調理器具装置・配管工事用附属品製造業	2476 その他の金属製品製造業
2252 可燃鉄鉄製造業	2344 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2429 配管工(風呂風呂製造業(バルブ、コックを除く))	2477 その他の金属製品製造業
2253 鋼鉄製造業	2345 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2430 ガス機器・石油機器製造業	2478 ボルト・ナット・リベット・小ねじ等製造業
2254 鋼工品製造業	2346 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2431 暖房・温水暖房装置製造業	2479 ボルト・ナット・リベット・小ねじ等製造業
2255 鋼鉄製造業	2347 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2432 暖房・温水暖房装置製造業	2480 その他の金属製品製造業
2256 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2348 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2433 暖房・温水暖房装置製造業	2481 ボルト・ナット・リベット・小ねじ等製造業
2257 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2349 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2434 その他の暖房・調理器具	2482 その他の金属製品製造業
2258 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2350 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2435 その他の暖房・調理器具	2483 その他の金属製品製造業
2259 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2351 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2436 その他の暖房・調理器具	2484 その他の金属製品製造業
2260 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2352 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2437 その他の暖房・調理器具	2485 その他の金属製品製造業
2261 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2353 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2438 その他の暖房・調理器具	2486 その他の金属製品製造業
2262 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2354 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2439 その他の暖房・調理器具	2487 その他の金属製品製造業
2263 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2355 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2440 その他の暖房・調理器具	2488 その他の金属製品製造業
2264 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2356 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2441 その他の暖房・調理器具	2489 その他の金属製品製造業
2265 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2357 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2442 その他の暖房・調理器具	2490 その他の金属製品製造業
2266 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2358 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2443 その他の暖房・調理器具	2491 その他の金属製品製造業
2267 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2359 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2444 その他の暖房・調理器具	2492 金属製スプリング製造業
2268 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2360 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2445 その他の暖房・調理器具	2493 金属製造業
2269 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2361 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2446 その他の暖房・調理器具	2494 その他の金属製品製造業
2270 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2362 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2447 その他の暖房・調理器具	2495 その他の金属製品製造業
2271 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2363 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2448 その他の暖房・調理器具	2496 その他の金属製品製造業
2272 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2364 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2449 その他の暖房・調理器具	2497 その他の金属製品製造業
2273 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2365 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2450 その他の暖房・調理器具	2498 その他の金属製品製造業
2274 非鉄・金属製造業(ダイカストを除く)	2366 伸鉄品(合金鋼製造業を除く)	2451 その他の暖房・調理器具	2499 その他の金属製品製造業